

地域脱炭素移行・再エネ推進事業(重点対策加速化事業)

伊那から減らそう CO₂!! 促進事業

補助制度の手引き

令和4年10月



目 次

1	太陽光発電設備	1
2	定置型蓄電設備	2
	別紙「定置型蓄電設備要件」	3
3	太陽熱利用システム	6
4	薪ストーブ、ペレットストーブ	7

1 太陽光発電設備

内 容	エネルギーの地産地消を促進し、持続可能な社会を構築するため、既存の住宅や事業所への太陽光発電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税及び分担金、使用料等に滞納がない方 ・ 市が指定した日以降に事業着手し、申請した年度の2月末までに事業が完了し実績報告書を提出できる方 ・ 暴力団員や暴力団と関係のない方 ・ 市内に本店、若しくは県内に本店があり市内に支店、営業所等のある事業者が太陽光発電設備を設置させることができる方 ・ 以前に市の同種の補助金の交付を受けていない方 ・ 市の他の補助金の対象となる場合、その補助金の交付を受けない方 ・ 市内の既存住宅又は事業所等へ太陽光発電設備を設置する方
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用の太陽光発電設備であること ○ 住宅や事業所又は同一敷地内の建築物の屋根に設置すること ○ FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと ○ 本事業により設置する太陽光発電設備で発電する電力量のうち、自家消費する電力量が次の割合であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用 : 30%以上 ・ 事務所用 : 50%以上 ○ 自己託送を行わないこと ○ 余剰電力は市が指定する小売電気事業者に売却すること ○ 既存設備を更新する場合は設置から17年が経過していること ○ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと ○ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる経費の合計額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備及び設備を構成する機器等の購入費 ・ 太陽光発電設備の設置に係る工事費 等
補助率等	<p>【住宅用】補助率 : 14 万円/kW (上限額 : 70 万円)</p> <p>【事業所用】補助率 : 10 万円/kW (上限額 : 500 万円)</p>
根拠法令等	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額算出の対象となる出力は、「太陽電池モジュールの総出力」と「パワーコンディショナー等の変換設備の出力」のいずれか小さいほうとなります。 ・ 交付後3年間は各年度の発電量等の報告を年度末に行っていただきます。 ・ 交付対象者、交付要件、補助対象経費など、詳しくは、交付要綱をご確認ください。
問い合わせ先	生活環境課ゼロカーボン環境政策係 電話 0265-78-4111 (内線)2211,2212

2 定置型蓄電設備

内 容	エネルギーの地産地消を促進し、持続可能な社会を構築するため、既存の住宅や事業所への定置型蓄電設備の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税及び分担金、使用料等に滞納がない方 ・ 市が指定した日以降に事業着手し、申請した年度の2月末までに事業が完了し実績報告書を提出できる方 ・ 暴力団員や暴力団と関係のない方 ・ 市内に本店、若しくは県内に本店があり市内に支店、営業所等のある事業者に定置型蓄電設備を設置させることができる方 ・ 市の他の補助金の対象となる場合、その補助金の交付を受けない方 ・ 市内の既存住宅又は事業所等へ定置型蓄電設備を設置する方
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用の定置型蓄電設備であること ○ 本事業で設置する太陽光発電設備の付帯施設であること ○ 定置型蓄電設備及び設置に係る工事費の価格(税抜き)が次の額以下であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用:15.5万円/kWh ・ 事務所用:19万円/kWh ○ 既存設備を更新する場合は設置から6年が経過していること ○ その他の設備要件は別紙のとおり ○ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる経費の合計額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置型蓄電設備及び設備を構成する機器等の購入費 ・ 定置型蓄電設備の設置に係る工事費 等
補助率等	<p>【住宅用】補助限度額:次の額のうちいずれか少ない額(上限額:77.5万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 蓄電池の本体価格(税抜き)の1/2の額 ② 蓄電池1kWhあたりに7.75万円を乗じた額 <p>【事業所用】補助限度額:次の額のうちいずれか少ない額(上限額:189万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 蓄電池の本体価格(税抜き)の1/2の額 ② 蓄電池1kWhあたりに9.45万円を乗じた額
根拠法令等	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱
その他	交付対象者、交付要件、補助対象経費など、詳しくは、交付要綱をご確認ください。
問い合わせ先	生活環境課ゼロカーボン環境政策係 電話 0265-78-4111 (内線)2211,2212

その他の定置型蓄電設備の要件

【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：gを満たすこと】

g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～mの全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単

位はW、kW、MWのいずれかとする。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

j 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検

査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

1 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

m 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が

1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

3 太陽熱利用システム

内 容	エネルギーの地産地消を促進し、持続可能な社会を構築するため、既存の住宅や事業所への太陽熱利用システムの設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税及び分担金、使用料等に滞納がない方 ・ 市が指定した日以降に事業着手し、申請した年度の2月末までに事業が完了し実績報告書を提出できる方 ・ 暴力団員や暴力団と関係のない方 ・ 市内に本店、若しくは県内に本店があり市内に支店、営業所等のある事業者が太陽熱利用システムを設置させることができる方 ・ 以前に市の同種の補助金の交付を受けていない方 ・ 市の他の補助金の対象となる場合、その補助金の交付を受けない方 ・ 市内の既存住宅又は事業所等へ太陽熱利用システムを設置する方
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用の太陽熱利用システムであること ○ 太陽集熱器が JIS 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものであること ○ 既存設備を更新する場合は設置から 15 年が経過していること ○ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる経費の合計額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用システム及び設備を構成する機器等の購入費 ・ 太陽熱利用システムの設置に係る工事費 等
補助率等	<p>【住宅用・事業所用】</p> <p>補助率：補助対象経費の 2/3 以内(上限額：60 万円)</p>
根拠法令等	伊那市太陽エネルギー利用設備設置補助金交付要綱
その他	交付対象者、交付要件、補助対象経費など、詳しくは、交付要綱をご確認ください。
問い合わせ先	生活環境課ゼロカーボン環境政策係 電話 0265-78-4111 (内線)2211,2212

4 薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー、

チップボイラー

内 容	地域の脱炭素を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅や店舗、事務所等へ薪ストーブ等（薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー、チップボイラー）の設置に対し、費用の一部を助成します。
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税及び分担金、使用料等に滞納がない方 ・ 市が指定した日以降に事業着手し、申請した年度の2月末までに事業が完了し実績報告書を提出できる方 ・ 暴力団員や暴力団と関係のない方 ・ 市内に本店、若しくは県内に本店があり、市内に事業所又は支店、営業所等のある事業者が薪ストーブ等を設置させることができる方 ・ 以前に市の同種の補助金の交付を受けていない方 ・ 市の他の補助金の対象となる場合、その補助金の交付を受けない方 ・ 市内の個人住宅や店舗、事務所等に薪ストーブ等を設置する方
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未使用の薪ストーブ等であること ○ 本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと ○ 使用する薪及びペレットは、長野県産材を使用したものであること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる経費の合計額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 薪ストーブ等の機器本体及び付帯設備の購入費 ・ 薪ストーブ等の設置に係る工事費 ※ 付帯設備のみに係る経費は対象外
補助率等	<p>【薪ストーブ】 補助率：対象経費の2/3以内（上限額：30万円）</p> <p>【ペレットストーブ】 補助率：対象経費の2/3以内（上限額：42万円）</p> <p>【ペレットボイラー】 補助率：対象経費の2/3以内 （上限額：〔住宅用〕300万円、〔事業所用〕400万円）</p> <p>【チップボイラー】 補助率：対象経費の2/3以内 （上限額：〔住宅用〕300万円、〔事業所用〕1,000万円）</p>
根拠法令等	地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
その他	交付対象者、交付要件、補助対象経費など、詳しくは、交付要綱をご確認ください。
問い合わせ先	50年の森林推進課 50年の森推進係 電話 0265-78-4111（内線）2416,2417